

葛巻町農業委員会
第18回総会議事録

1 日 時 令和元年12月23日(月) 午後4時30分から午後5時14分

2 会 場 ふれあい宿舎グリーンテージ

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝

6 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第18回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしく願いいたします。

[あいさつ]

会 長

ご苦勞様です。年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
今年も残すところ1週間となりました。1年間の活動、大変ありがとうございます。
今年、人・農地プランの実質化ということで、研修が始まりまして、来年に向けての計画
等を進めて参りました。来年は、各地域に入って座談会等を進めていくことになると思
いますので、来年の活動につきましてもよろしく願いいたします。
また、本日は総会終了後に忘年会ということで来賓もたくさんお呼びしておりますので、よ
ろしく願います。

[開 会]

議 長

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第18回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、6番久保委員、7番落宰委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
12月4日(水)	地域農業マスタープランの実質化に向けた研修会 (岩手県産業文化センター アピオ)	辰柳推進委員 事務局長
12月 6日(金) 9日(月) 13日(金)	12月定例会議	会長 事務局長

該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

議案書は2ページにお戻りください。次に4番の案件でございます。農業者年金の受給に伴う親子間の使用貸借で、●●第●地割字●●と第●地割字●●、第●地割字●●の田23筆と畑15筆、合わせて38筆39,276㎡ですが、●●地区の●●●●さんから後継者の●さんへ貸し付けるもので、引き続き耕作を継続するものです。申請地の位置図は26ページをご覧ください。町道●●●●●線の西側に町道と平行に農道がありますが、その農道沿いに点在する箇所が主な対象農地となります。調査書は21ページに各案件ごとに記載しておりますが、6番の農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

なお、地区担当の芳田推進委員、端坂推進委員、外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議 長
2 番

門場会長職務代理者。

現地確認結果を報告します。

1番と2番の案件は、●●●地区の農地で、売買による所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、今後も草地として使用することです。

3番の案件の対象農地は畑で、所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、今後も畑として使用することです。

4番の案件は、親子間の使用貸借で、立ち会っていただいた譲受人によると、今後も飼料畑と草地として使用することです。

このことから、いずれの案件も調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第5》

議 長

次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は27ページをご覧ください。1番の案件についてご説明いたします。農地の所在は、●●第●地割字●の畑1筆1,992㎡ですが、●地区の●●●●さんの農地でございますが、林業用の木材及び資材置場、駐車場などとして使用することから、永久転用するものでございます。申請地の位置につきましては31ページをご覧ください。対象農地は●●●●●バス停の南東側の農地です。32ページに本申請の平面図を添付しております。木材の置場、林業に係る資材置場、トラック等の駐車場などとして使用するものでございます。28ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

【3番藤森委員 挙手】

議 長
3 番

藤森委員。

現地確認結果を報告します。

この案件は、木材及び、林業用の資材置場、トラックや重機の駐車場として使用するために永久転用するものです。申請の農地は、町道に面していて、周辺は山林となっており、転用されても周辺の農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われま

す。このことから、調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議 長

次に日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に14番の案件は、●●字●●の田1筆1,293㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議案書は38ページをご覧ください。15番の案件は、●●字●●の畑2筆及び田3筆、合わせて5筆7,106㎡は、●●地区の相続人代表●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、新規の案件でございます。利用目的及び、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議 長

次に日程第7「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は39ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

この事案は、先ほどご審議いただいた 議案第1号の3番の案件と関連するものでございます。11月15日に●●●●●●の●●●●●●さんからの届出で、相続登記が完了したことにより取得したものです。地目、面積等は記載のとおりです。対象農地は、現在、野菜畑として利用している状況です。

なお、受理通知書につきましては、12月17日に送らせていただいております。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議 長

門場会長職務代理者。

2 番

現地確認の結果を報告します。

この事案は、議案第1号でご説明したとおりです。現在は畑として利用されておりました。

- 旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。
- 以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。
- 現地確認の結果報告を3番藤森委員にお願いします。
- 【3番藤森委員 挙手】
- 議 長 藤森委員。
- 3 番 現地確認結果を報告します。
- 1番は、携帯電話基地局建設に伴い一時転用することを許可相当と決定したものです。現地は基地局が完成しており、周囲の農地に支障がない状態で適切に管理されていることを確認してまいりました。
- 2番及び、3番は、砂利採取による一時転用ですが、十分な埋め戻しが行われており、砂利採取前の農地に復元されていることを確認してまいりました。
- 4番は、山林として活用するため許可相当と決定したものです。事業計画では、カラマツの植林を計画していますが、まだ植林をしておらず、これから実施する旨の報告を受けております。
- 以上です。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。
- 《日程第10》
- 議 長 次に日程第10「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】
- 議 長 事務局からあれば、お願いします。
- 【「特にありません」の声】
- 議 長 ないようですので、「その他」を終了します。
- 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年1月10日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____